よくある質問

項番	分類	ご質問	回答
1	制度について	生前、被相続人の住民票を別の住所に異動してしまったが、対象となるか。	①住民票を異動させた理由 ②被相続人の居住の実態 を伺った上で対象の可否を判断します。 対象と判断した場合、被相続人が実際に住んでいた場所や期間を証する書類をご用意いただく必要があります。 【例】・被相続人名義の公共料金の使用量等がわかる書類 ・被相続人名義で届いている郵便物 ・被相続人名義の入居契約書や賃貸借契約書　等 詳細については横浜市建築局住宅政策課へお問い合わせください。
2	制度について	相続人の住民票を被相続人の住所に異動してしまったが、対象となるか。	①住民票を異動させた理由 ②相続人の居住の実態 を伺った上で対象の可否を判断します。 対象と判断した場合、相続人が実際に住んでいた場所や期間を証する書類をご用意いただく必要があります。 【例】・相続人名義の公共料金の使用量等がわかる書類 ・相続人名義で届いている郵便物 ・相続人名義の入居契約書や賃貸借契約書　等 なお、被相続人宅で実際に同居をしていた場合には制度の対象外となります。 詳細については横浜市建築局住宅政策課へお問い合わせください。
3	制度について	地下車庫や塀まで取り壊さないと対象にならないのか。	家屋部分が取り壊されていれば対象となります。
4	申請について	申請はいつ行えばいいのか。タイミングは。	申請の内容によってタイミングが異なります。 ○家屋取壊し後、敷地のみを譲渡する場合（別記様式：１－２） 敷地の譲渡（引渡し）完了以降、確定申告を行うまでの間 ○買主が譲渡後に耐震リフォームまたは取壊しする場合（別記様式：１－３） ＜取壊しをする場合＞ 取壊し及び、滅失登記完了以降、確定申告を行うまでの間 ＜耐震リフォームをする場合＞ 耐震リフォーム完了以降、確定申告を行うまでの間 ○家屋と敷地を譲渡する場合（別記様式：１－１） 敷地の譲渡（引渡し）完了以降、確定申告を行うまでの間 なお、確認書の発行には３週間程度お時間をいただきますので、余裕をもって申請いただくようお願いいたします。
5	申請について	相続人が複数いる場合は、代表して1名が申請すればよいのか。	「被相続人居住用家屋等確認書」は、確定申告時に各相続人ごとに必要となるため、相続人ごとに「被相続人居住用家屋等確認申請書」と添付書類一式を提出してください。
6	申請について	代理人が作成、提出することは可能か。	可能です。その際は、委任状を提出してください。 なお、申請書における申請者の欄は、代理人ではなく、相続人を記入してください。

よくある質問

項番	分類	ご質問	回答
7	申請について	委任状に様式はあるのか。	特にございませんが、次の事項が記載されているかご確認ください。 ①委任者の氏名※、住所、電話番号 ②受任者の氏名※、住所、電話番号 ③「3000万円特別控除の申請及び受領について委任します。」という文言 ※委任状については、委任関係の確認のため、委任者（申請者本人）による委任状への押印または自署が必要です。 委任状の参考様式は制度HPへ掲載しています。
8	添付書類について	添付書類は全てコピーで良いのか。	全てコピーでの提出が可能です。
9	添付書類について	相続人の住民票に記載する内容は相続人本人のものだけで良いのか。	住所遍歴がわかる様式（本市の場合世帯連記式）での取得をお願いします。
10	添付書類について	住民票の記載に本籍は必要か。	本籍の記載は不要です。
11	添付書類について	申請者が海外に在住の場合、住民票の代わりに何を用意すればいいか。	各国の大使館から発行される在留証明書をご用意ください。 滞在開始日及び、現在も滞在していることが記載されていることが条件です。
12	添付書類について	建物の閉鎖事項証明書、敷地の登記事項証明書はどこで取得できるのか。	いずれも法務局で取得することができます。 横浜地方法務局でなくても取得することができますので、お近くの法務局へお問い合わせください。 なお、オンライン（インターネット）で取得した建物の閉鎖事項証明書、敷地の登記事項証明書も提出書類として使用することができます。
13	添付書類について	建物の閉鎖事項証明書、敷地の登記事項証明書について、オンラインで取得したものでも可能か。	可能です。 コピー用紙等にプリントアウトしたものをご提出ください。
14	添付書類について	「電気、ガスの使用中止日が分かる書類」や、「広告チラシ」がない。	添付書類が不足した状態では、確認書の発行はできません。 使用中止日が分かる書類として、使用中止時の検針票や領収書などに、閉栓日（検針期間・閉栓月等でも可）や契約廃止日などが記載されていれば代替可能です。
15	添付書類について	「更地の写真」がない。	添付書類が不足した状態では、確認書の発行はできません。 解体を行った業者等で撮影している場合がありますので、依頼をした解体業者へお問い合わせください。
16	添付書類について	「要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類」がない。	添付書類が不足した状態では、確認書の発行はできません。 第三者が発行した、要介護・要支援の情報が記載されている書類であれば書式、様式等は問いませんので、入所されていた老人ホームや要介護・要支援認定を受けていた区役所へお問い合わせください。 なお、老人ホーム等の入居契約書や、老人ホーム等から発行されている月々の請求書の中に要介護・要支援認定の記載があるものでも大丈夫です。判断に迷うものがありましたら住宅政策課へお問い合わせください。